

大町市業務継続計画（BCP）

【地震対策編】

大町市

《目次》

第1章	業務継続計画（BCP）の基本的な考え方	
1	業務継続計画策定の趣旨	1
2	業務継続計画とは	1
3	地域防災計画と業務継続計画の位置づけ	1
4	業務継続計画の効果	3
5	業務継続計画の基本方針	4
6	対象とする組織	4
7	計画の発動及び終結	5
8	広報活動	5
第2章	被害状況の想定	
1	大町市で予想・想定される地震	5
2	本計画に想定する地震	5
第3章	非常時優先業務の選定	
1	非常時優先業務の考え方	7
2	非常時優先業務の選定対象業務と選定基準	7
3	大町市非常時優先業務	8
第4章	非常時優先業務の実施体制	
1	職員の活動体制	9
2	職員参集の予測	9
3	職員の勤務体制	12
4	職員の安否確認	14
第5章	非常時優先業務の執行環境の確保	
1	市役所本庁舎の状況	14
2	情報通信手段	16
3	職員の非常用食料、飲料水等の確保	16
4	資機材等の確保	16
5	協定等による調達	16
第6章	計画の見直し・更新	
1	業務継続マネジメント（BCM）	17
2	計画の実行性を高める	17

第1章 業務継続計画（BCP）の基本的な考え方

1 業務継続計画策定の趣旨

大町市における地震対策は、「大町市地域防災計画（震災対策編）」に基づき、予防や応急対策、復旧までのさまざまな取り組みを総合的に定め、推進しており、大規模地震発生の際には、この計画に基づき、行政が中心的な役割を担いながら災害応急対策活動や復旧・復興活動を進めていくことになる。

しかし、地震災害は突発的に発生し、人的被害、家屋の倒壊、がけ崩れ、火災、電気・ガス・水道等のライフラインの停止、道路・鉄道等の交通網の寸断が広域に発生し、人的資源・物的資源が制約される中で、災害応急対策業務や通常業務を実施しなければならず、これらの業務を適切に継続するための体制づくりが求められている。

これらを受け、内閣府においても「大規模災害発生時における地方自治体の業務継続計画の手引き（平成28年2月）」や「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」を作成するなど、国が地震災害に関する業務継続計画の策定に向けた取り組みを支援しており、全国や県内各地で業務継続計画の策定が進められているところである。

このような背景を踏まえ、「大町市業務継続計画（BCP）【地震対策編】」（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

2 業務継続計画とは

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

業務継続計画とは、災害時に市役所も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

3 地域防災計画と業務継続計画の位置づけ

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。地域防災計画に定められた業務を大規模な地震発災時であっても円滑に実施するためには、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下であっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要である。

業務継続計画の必要性の一つは、地域防災計画の策定過程において必ずしも検討されていない、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下であっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ検討しておくことにあり、業務継続計画は、地域防災計画を補完する計画と位置づけられるものである。

また、大町市地域防災計画では、次のとおり業務継続性の確保を位置づけている。

大町市地域防災計画 震災対策編 第1章 第4節 活動体制

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

- ① 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- ② 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保とともに、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や、計画の評価・検証等を踏まえるとともに、状況の変化等に応じた計画や体制の見直しを行う。

なお、地域防災計画と業務継続計画の相違点は、次の表のとおりである。

【参考】 表 地域防災計画と業務継続計画の違い

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である（※1）。
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含む。）を対象とする。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

4 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（図1-1）、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

（図1-1及び図1-2の出典：大規模災害発生時における地方自治体の業務継続計画の手引き 平成28年2月 内閣府防災担当 発行）

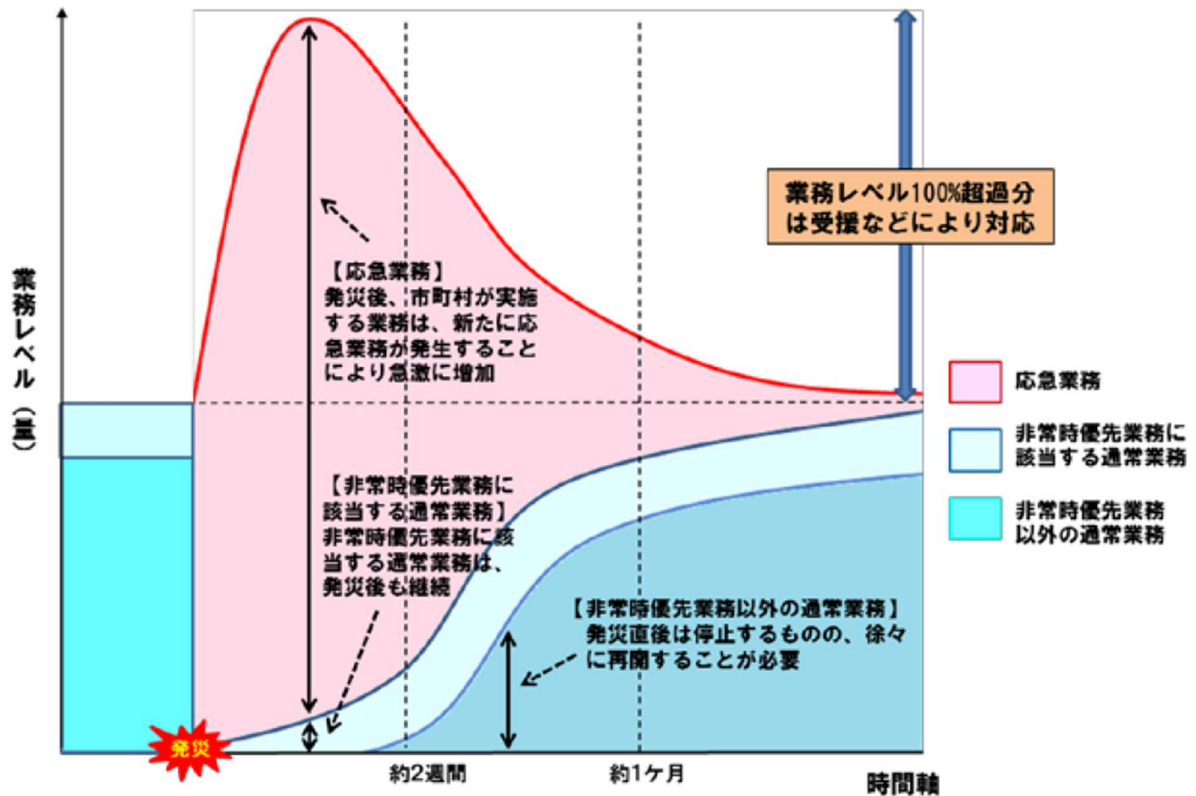


図1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図1-1に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる（図1-2）。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

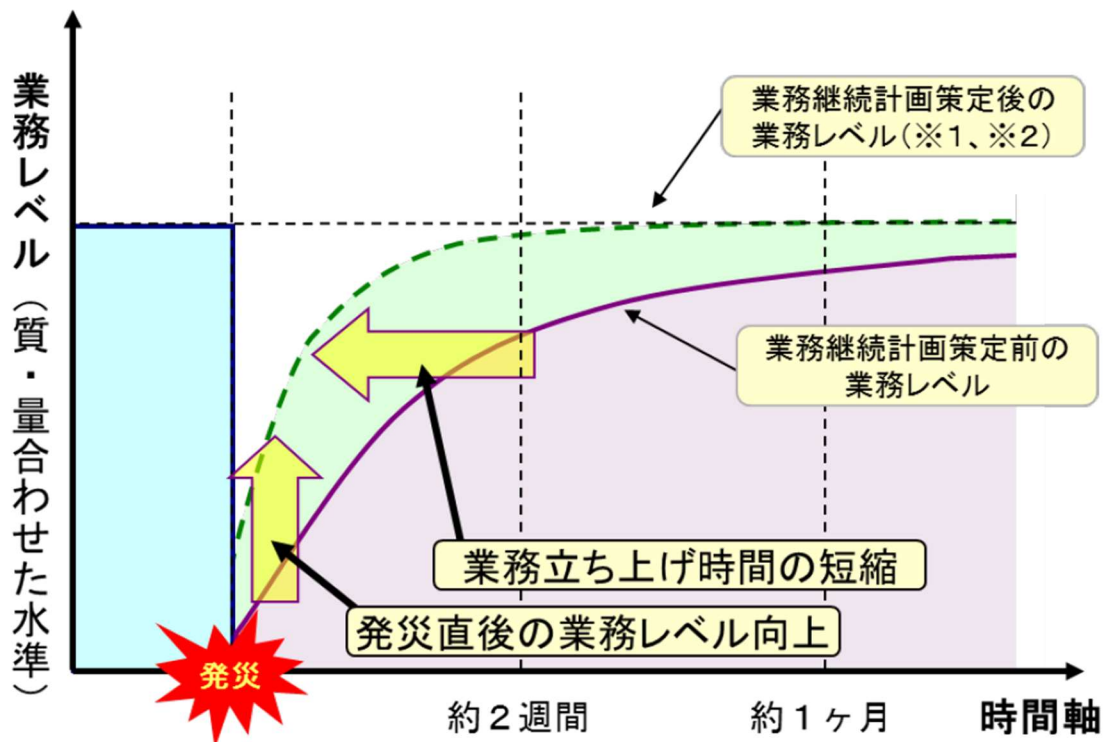


図 1 - 2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

※ 1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※ 2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

5 業務継続計画の基本方針

大町市は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- (1) 地震による被害を最小限度にとどめるために、地域防災計画に定められた業務を効率的に遂行する。
- (2) 市の業務が一時停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限度にとどめるために、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) (1) 及び (2) の業務継続を図るために、市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務資源の確保に努める。
- (4) (1) 及び (2) の業務継続を図るために、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・縮小する。
- (5) 実効性のある計画にしていくために、常に計画を点検し、必要により見直しを行う。

6 対象とする組織

本計画の対象とする組織は、全庁とする。

7 計画の発動及び終結

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動とする。

① 大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れがある場合等で、市長が必要と認めた場合

なお、市長（災害対策本部長）が不在時は、職務代理者とする。

② 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 本計画の終結は、災害対応業務が概ね終了し、平常時の体制がとれると市長が判断した場合とする。

8 広報活動

(1) 市民に業務継続計画の内容について、広報おおまち等を通じて事前に周知する。

(2) 業務継続計画の発動及び終結は、市ホームページや緊急メール等を通じて周知する。

第2章 被害状況の想定

1 大町市で想定される地震

大町市において想定される地震は、第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月 長野県発行）によると、糸魚川－静岡構造線断層帯、長野盆地西縁断層帯、伊那谷断層帯、阿寺断層帯、木曾山脈西縁断層帯、境峠・神谷断層帯、東海地震であり、想定結果の数値上は「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」による被害が最大となっている。

2 本計画で想定する地震

本計画で想定する地震は、第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月 長野県発行）による「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」が活動した場合を想定し、冬期の午前5時に地震が発生したと仮定する。

地震発生後の市内の被害想定は、次の表のとおりとする。

	被害想定（復旧予想）	第3次長野県地震被害想定調査報告書による基礎数値
震度	・市内で震度6強、一部で震度7が発生する。 ・市役所本庁舎は、震度6強の揺れと想定する。	震度7 マグニチュード8.5
建物被害	・市内の約3割の建物5,490棟（内訳 揺れ4,550棟、土砂災害280棟、火災630棟、液状化30棟）が、全壊・半壊すると想定する。 ・市役所本庁舎周辺では、延焼火災の危険性はほとんどないこととする。 ・市役所本庁舎の建物自体への被害は少なく、使用可能であるものの、建物内部の固定されていないカウンター、机、キャビネット、図書等は転倒、散乱している。	対象建物 18,859棟 全壊・焼失 2,230棟 半壊 3,260棟

人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者は、老朽家屋やブロック塀等の倒壊、家具等の転倒による死者が80名規模で発生すると想定する。 ・負傷者は、老朽家屋やブロック塀等の倒壊、家具等の転倒による負傷者が710名規模で発生すると想定し、そのうち350名は重傷とする。 	死者数 80名 負傷者数 710名 自力脱出困難数 140名
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者は、被災2日後7,370名で、最大の避難者数となる。(市内の指定緊急避難場所及び指定避難所を開設) ・そのうち要配慮者は800名(被災2日後)となる。(内訳 1日後420名、1週間後640名、1か月後320名) 	被災1日後 3,220名 被災2日後 7,370名 被災1週間後 5,880名 被災1か月後 4,890名
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道は、水道管破裂により、市内全域で給水が停止すると想定する。また、2週間が経過しても約半数の住宅で供給停止が続いている状況と想定する。 ・下水道は、広範囲で流下機能の障害が発生。復旧には1か月かかると想定する。 ・電力は、13,620棟が停電になると想定 ・市役所本庁舎も停電となるが非常用発電機が稼働し、制限はあるものの電気を使用することが可能。しかし、3日間の停電が見込まれる。 ・本庁舎では、断水の回復まで1週間程度を要する。 	上水道 断水 26,860棟 下水道 支障 21,510棟 ガス供給停止 1,170棟 停電 13,620棟
交通機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強及び震度7のエリアで、通行支障が発生し、職員は自動車や公共交通機関で参集できない。 ・山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。 ・鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間(1週間以上)は利用困難となる。 	
物資不足	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、毛布などが不足している。 	不足 食料 4,570食 飲料水 57,370ℓ 毛布 3,250枚

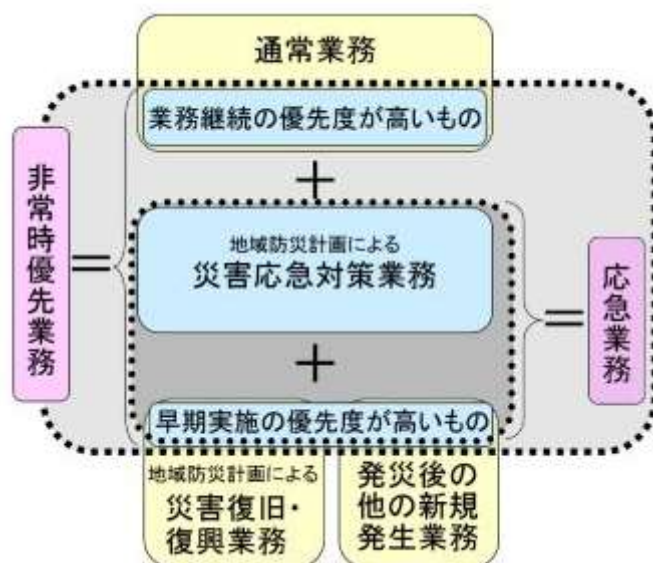
※想定数値は、最大数値を表し、人的被害は夏期12時、その他は冬期18時である。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務は、大規模な地震発災時であっても優先して実施しなければならない業務のことである。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止又は、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



図：大規模災害発生時における地方自治体の業務継続計画の手引き（令和5年5月）から抜粋

2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準

(1) 選定対象業務

非常時優先業務として選定対象となる業務は、次のとおりとする。

① 災害応急対策業務（応急業務）

ア 「大町市地域防災計画」で市が担当する業務のうち、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画」で挙げられている業務と、「第3章 災害復旧計画」で早期実施の優先度が高い業務

イ 災害発生後に新たに生じる業務で、大町市地域防災計画に掲載されていない業務

② 通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの

平常時に行っている通常業務のうち、業務継続の優先度が高い業務

(2) 選定基準

非常時優先業務の選定基準は、次の表のとおりとする。

なお、業務開始目標時間は、業務継続を実施する際の目安として設定したものであり、災害時にあっては災害の状況及び職員の参集状況、庁舎の被害状況等により、開始時期や優先順位が変更されることを想定する。

表 非常時優先業務「選定基準」

業務開始 目標時間	選定基準	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
3時間 以内	災害後直ちに着手しないと生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） (イ) 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） (ウ) 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） (エ) 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） (オ) 避難所の開設、運営業務 (カ) 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日 以内	1日以内に着手しないと、生命・生活・財産また社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） (イ) 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） (ウ) 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） (エ) 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） (オ) 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） (カ) 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） (キ) 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日 以内	3日以内に着手しないと、生命・生活及び社会経済活動に相当な影響を及ぼす業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） (イ) 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） (ウ) 業務システムの再開等に係る業務
2週間 以内	2週間以内に着手しないと、生命・生活・社会経済活動に影響を及ぼす業務	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） (イ) 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） (ウ) 教育再開に係る業務 (エ) 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） (オ) 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1か月 以内	1か月以内に着手しなくても、生命・生活など社会経済活動維持への影響が小さい業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) その他の業務

表 優先度順位

優先度順位	設定基準（業務開始目標時間）
A	発災後直後（概ね3時間以内）
B	概ね1日以内（3時間から24時間以内）
C	概ね3日以内（概ね12時間から72時間以内）
D	概ね2週間以内（72時間から2週間）
E	概ね2週間から1か月以内

出典：「大規模災害発生時における地方自治体の業務継続計画の手引き」（平成28年2月）

3 大町市非常時優先業務

非常時優先業務の一覧は、別表（大町市非常時優先業務一覧表）のとおりとする。

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 職員の活動体制

(1) 業務継続計画の参集体制

大町市職員は、大町市地域防災計画に定める参集基準（緊急体制）に基づき、発災後、安全な経路を通り登庁する。

なお、業務継続計画の発動時の参集体制は、次のとおりとする。

① 活動開始基準

ア 大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れがある場合等で、市長が必要と認めた場合

なお、市長（災害対策本部長）が不在時は、職務代理者とする。

イ 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合

② 登庁範囲

全職員とするが、家族や近所の方等の救出等、発災直後は、命にかかわることを第1に行動し、その後は速やかに登庁する。

③ 活動期間

市長が必要ないと認めたときまでとする。

(2) 職員の参集状況の確認

業務継続体制が発動された場合、総務連絡班（庶務課）は各部（各課）から職員の参集状況を確認し、速やかに災害対策本部に連絡することとする。

(3) 職員の参集に際しての任務

勤務時間外に業務継続体制が発動された場合、職員は市役所に参集するまでの途中の被災状況（特に公共施設の被災状況）を目視で確認し、災害対策本部に連絡する。

2 職員参集の予測

(1) 参集予測の前提要件

勤務時間外に大規模災害が発生した場合に、職員がどれほどの時間内に参集できるかを予測した。予測の前提は、次のとおりである。

① 発災後、自宅を出発するまでに15分を要する。ただし、消防団員となっている職員は、消防団の初期活動の終了後に出勤することとし、6時間後（職務等により、直ちに登庁する職員は除く。）に出発するものとする。

② 職員の参集手段は、徒歩（時速4km）とする。

③ 災害時の通勤距離は、道路の損壊や休息时间等を想定し、平常時の1.5倍として計算する。

④ 参集可能な人数の割合を24時間までは一律で80%とする。24時間以降は、職員の死亡・怪我等により参集できない割合を5%と想定し、95%が参集できるものとする。

(2) 参集場所

原則として職場とし、次を参考に職務等により決定する。

- ① 美麻・八坂支所勤務で、美麻・八坂地区在住以外の職員は、交通事情等により本庁の参集も可能とする。
- ② 美麻・八坂地区在住の職員は、交通事情等により本庁への登庁が困難と思われる場合は、支所の参集も可能とする。
- ③ 美麻・八坂支所長及び大町病院を除く課長以上の職員は、本庁とする。

(3) 参集予測の結果

① 災害対策本部員（課長以上）

令和5年10月現在

対象者及び人数（人）		時間	参集可能職員（※1）				備考	
			1時間以内	～3時間	24時間以内	24時間以降		合計人数
災害対策本部員 （理事者、部・課長）	37		18	13	6	0	37	対象者数
			14	10	5	6	35	予測反映

※1 参集可能職員の上段は対象者、下段は予測を反映した人数

② 各課（災害対策本部員含む）

令和5年10月現在

対象者及び人数（人）		時間	参集可能職員（※1）				備考	
			1時間以内	3時間以内	24時間以内	24時間以降		合計人数
総務部	庶務課	9	3	4	2	0	9	
			2	3	2	2	9	
	企画財政課	11	3	2	6	0	11	危機管理課兼務2名除く 1名は八坂支所へ
			2	2	5	1	10	
	まちづくり交流課	12	3	6	3	0	12	
			2	5	2	2	11	
	税務課	18	4	5	9	0	18	危機管理課兼務3名除く
			3	4	7	3	17	
	危機管理課	10	3	0	7	0	10	兼務5名含む
			2	0	6	2	10	
情報交通課	7	4	0	3	0	7		
		3	0	2	2	7		
民生部	生活環境課	8	2	3	3	0	8	グリーンパーク1名 クリーンプラント1名
			2	2	2	2	8	
	福祉課	16	4	6	6	0	16	1名は大町病院 大町病院職員は除く
			3	5	5	2	15	
	市民課	13	6	3	4	0	13	1名は大町病院へ 大町病院職員は除く
			5	2	3	2	12	
	中央保健センター	16	6	2	8	0	16	
			5	1	6	3	15	
子育て支援課	52	5	26	21	0	52		
		4	21	17	7	49		

産業 観光部	商工労政課 (産業立地戦略室含む)	5	2	1	2	0	5	
			2	1	2	0	5	
	観光課	5	2	2	1	0	5	
			2	2	1	0	5	
	農林水産課	9	1	6	2	0	9	1名は美麻支所へ
			1	5	2	1	9	
建設 水道部	建設課	18	3	6	9	0	18	1名は八坂支所へ
			2	5	7	3	17	
	上下水道課	19	3	9	7	0	19	
			2	7	6	3	18	
教育 委員会	学校教育課	7	3	1	3	0	7	
			2	1	2	2	7	
	生涯学習課	23	4	11	8	0	23	
			3	9	6	4	22	
	スポーツ課 国スポ準備室	4	1	3	0	0	4	
			1	2	0	1	4	
山岳博物館	6	1	3	2	0	6		
		1	2	2	1	6		
大町 病院	総務課	11	3	5	3	0	11	健診センター・福祉連携 室の2名を含む
			2	4	2	2	10	
	医事課	1	0	0	1	0	1	
八坂支所	6	0	1	5	0	6	他部署から2名、 本庁へ3名、美麻支所へ1名	
		0	1	4	1	6		
美麻支所	9	0	3	6	0	9	他部署から2名、 本庁へ1名	
		0	2	5	2	9		
会計課	4	2	1	1	0	4		
		2	1	1	0	4		
議会・監査事務局	4	1	0	3	0	4		
		1	0	2	1	4		
農業委員会事務局	2	1	0	1	0	2		
		1	0	1	0	2		
支所から本庁へ	/	3	1	0	0	4	美麻支所1名 八坂支所3名	
		2	1	0	1	4		
理事者、部長	13	10	3	0	0	13		
		8	2	0	2	12		
合計	318	80	112	126	0	318	対象者数	
		64	90	101	47	302	予測反映	

※1 参集可能職員の上段は対象者、下段は予測を反映した人数

3 職員の勤務体制

(1) 職員の勤務体制

① 意思決定権限の明確化

大規模災害の発災直後は、職員の参集率が低くなり、幹部職員が参集できていない状況を招く可能性が高い。しかしながら、各担当部署における業務の円滑な実施のためには、指揮命令系統を明確化する必要がある。

そのため、災害対策本部及び各部・各課において、理事者や部課長等が不在の場合の事案決定の代行順序をあらかじめ定めることとする。

ア 災害対策本部長の職務代理者の順序（市長不在の代行順序）

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
副市長	教育長	総務部長	民生部長	産業観光部長

イ 災害対策本部組織の部長等不在の場合の職務代理者の順序

部名	部長等	第1順位	第2順位	備考
総務部	総務部長	総務部参事	会計管理者	
企画財政部		企画財政課長	契約検査係長	※
救助部	民生部長	福祉課長	子育て支援課長	
衛生部		生活環境課長	環境衛生係長	※
医療部		市民課長	消費生活・交通安全係長	※
		中央保健センター所長	保健予防係長	※
	大町病院事業管理者	大町病院事務長	大町病院総務課長	
商工労政部	産業観光部長	商工労政課長	産業立地戦略室長	
観光部		観光課長	観光振興担当係長	※
農林水産部		農林水産課長	農業振興係長	※
建設部	建設水道部長	建設課長	計画係長	※
給水部		上下水道課長	水道施設係長	
下水道部		上下水道課長	下水道施設係長	
教育部	教育次長	学校教育課長	生涯学習課長	

※1 部名及び事務分掌については、「大町市地域防災計画 第2章 災害応急対策編 第2節 非常参集職員の活動 別表2」による。

※2 備考欄に※印のある部は、「③課長不在の場合の職務代理者の順序」による。

ウ 課長不在の場合の職務代理者の順序

下表については、令和5年4月時点での課長等不在の場合の職務代理者の順序である。なお、各課で異動等があった場合は順序の見直しを行い、各課の緊急連絡網等に記載し、職務代理者の徹底を図る。

		第1順位	第2順位	大町市災害対策本部組織の役職
総務部	庶務課長	行政管理係長	職員係長	総務連絡班
	企画財政課長	契約検査係長	財政係長	財政班、連絡調整班、管財班
	まちづくり交流課長	市民活動支援係長	定住促進係長	総務連絡班
	税務課長	税務係長	資産税係長	総務協力班
	危機管理課長	危機管理係長	消防主任（西山）	本部事務局
	情報交通課長	情報化推進係長	ケーブルテレビ係長	情報収集班

民生部	生活環境課長	環境衛生係長	環境保全係長	衛生班
	福祉課長	高齢者・包括支援係長	庶務係長	庶務調査班、救護班
	市民課長	消費生活・交通安全係長	市民・戸籍係長	医療班
	中央保健センター所長	保健予防係長	健康推進係長	医療班
	子育て支援課長	子育て支援係長	児童係長	救護班
産業観光部	商工労政課長	商業労政係長	特産品振興担当係長	調査班、対策班
	産業立地戦略室長	産業立地戦略室係長	—	
	観光課長	観光振興担当係長	庶務管理係長	
	農林水産課長	農業振興係長	農業推進支援係長	庶務調査班、技術対策班
建設水道部	建設課長	維持管理係長	建設係長	土木調査班、土木班、都市計画班、耕地林務班
	上下水道課長	経営係長	お客様係長	給水班、工作班、下水道班、処理場班
教育委員会	学校教育課長	学校教育係長	庶務係長	庶務学校班
	生涯学習課長	生涯学習・青少年係長	文化財係長	社会教育・体育施設班
	スポーツ課長	スポーツ推進係長	スポーツ推進係主査(小澤)	社会教育・体育施設班
	山岳博物館長	山岳博物館副館長	山岳博物館主査(千葉)	各施設の長
大町病院	総務課長	庶務係長	人事係長	医療班
	医事課長	医事企画係長	医事請求係長	
八坂支所長		総務係長	民生係長	支所班
美麻支所長		産業建設係長	総務係長	支所班
会計課長		会計係長	会計係主査(石岡)	総務協力班
議会事務局長・監査		庶務議事係長	議会事務局主査(小山)	議会災対支援本部・総務部
農業委員会事務局長		事務局係長	事務局主査(小林)	庶務調査班、技術対策班

※1 大町市災害対策本部組織の役職(班)については、「大町市地域防災計画 第2章 災害応急対策編 第2節 非常参集職員の活動 別表2」による。

※2 各課長が不在の場合の職務代理者は、災害対策本部会議の開催時には出席すること。

(2) 職員の弾力的な配置

大規模災害の発災直後は、職員の参集が困難となり、幹部職員が参集できない状況等が予想される。その場合であっても、災害対策本部の意志決定や情報配信、避難所の設置等の業務について、機能し得る人員数が確保できるように努める。

(3) 職員の健康管理

大規模災害の発災直後は、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなり、職員は長時間の労働となる可能性が高い。また、応急対応業務から徐々に復旧業務、通常業務へと移行するまでは、長期間を要すると想定されることから、非常時優先業務を継続的に遂行していくためには、職員の健康管理が重要である。

そのため、食糧の確保、休息場所・トイレ等の確保、交替勤務のルールなど、事前対策を講じておくとともに、家族との連絡、一時帰宅等について配慮し、本人・家族を含めて職員の心身の健康チェックを行える体制を確保する。

4 職員の安否確認

(1) 職員の安否確認

非常時優先業務を着実に実施していくためには、人員を確保することが基本となる。職員は日頃から、災害から自分自身の身を守る行動に心がける必要がある。そして、業務継続体制が発動された場合には、自分自身の安否を直ちに災害対策本部に連絡できるよう、緊急連絡網やメール等の連絡方法を確認しておく必要がある。

また、職員の参集を実現するためには、同時にその家族の安否確認を確実かつ速やかに行うことが重要である。職員は日頃から家族との間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認して、家族の安否確認を確実かつ速やかに行うことができるようにする。

第5章 非常時優先業務の執行環境の確保

1 市役所本庁舎の状況

(1) 現時点の状況

	現 状
市役所庁舎	昭和52年 市役所庁舎建設 平成9年 東庁舎建設 平成24年 市役所庁舎耐震改修
蓄電池	停電後、即時に稼働する。自家発電機が稼働すると供給停止。本・東・西庁舎及び議会棟の非常灯電源。 用途 非常用発電機 種類 鉛蓄電池 定格総電圧 24V 容量 200Ah 型式 HS-200E 製造年月 2009/11 稼働時間 約2時間 (200Ah÷100A=2h) ただし、経年劣化による時間短縮有。
自家発電機	停電後、約20秒後に稼働する。給電機器、非常用コンセント、湧水・汚物・雑排水・揚水ポンプ、送排風機、消火ポンプ 種類 ディーゼルエンジン 定格出力 190kW 燃料種類 灯油 貯蔵量390L 消費量39L/h 使用時間約10時間 (ただし、燃料手動追加により延長可能)
ガソリン (地下タンク)	10KL (残量2KLで補充)
灯油 (地下タンク)	20KL (残量10KLで補充)
灯油 (ホームタンク)	480L (空の時点で補充)
非常用コンセント	1階：市民・戸籍係 OAコンセント2個 2階：庁議室 非常用壁付コンセント 1個 東側書庫 サーバー用コンセント1個 3階：電話交換室 機器用壁付コンセント 4個

屋内消火栓	本庁舎：7基 東庁舎：0基 性能750L/min 西庁舎：4基 議会棟：4基 停電時、約14トン使用可（自家発電電）
火災報知器	本庁舎：7基 東庁舎：4基 西庁舎：4基 議会棟：4基 停電時、約30分使用可（内蔵バッテリー給電）
非常放送設備	バッテリー搭載、停電時も使用可。非常作動時、一般放送を遮断し、非常放送が可能。一斉スイッチを作動後、10秒以内に全階放送が可能。 ACをOFF後、警報音1分、音声又は音楽放送で9分以上の放送が可能。 非常放送を行った場合、任意のスピーカーについて音量調整器のつまみがいかなる位置にあっても放送が可能。定期点検を年2回実施
受水槽	地下：受水槽40t 屋上：高置水槽20t 停電時、自家発電機により供給可
トイレ	本庁舎 6箇所 東庁舎 2箇所 西庁舎 1箇所 議会棟 2箇所 停電時、自家発により受水槽から供給可
誘導灯及び誘導標識	本庁舎 避難口20台、通路13台 東庁舎 避難口9台、通路3台、誘導標識4枚 西庁舎 避難口8台、通路5台、消火栓表示1台 議会棟 避難口9台 通路2台 停電時、約30分使用可（内蔵バッテリー給電）
エレベーター	本庁舎 1基 東庁舎 1基 停電時、1階へ自動移動し、閉扉後、作動停止
自動ドア	本庁舎 3箇所 東庁舎 3箇所 議会棟 1箇所 停電時、手動による開閉可

(2) 課題と今後の検討

- ① 市役所本庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊の可能性は低いと考えられる。ただし、壁やガラスの破損、棚、天井版、照明器具、機器等の落下や転倒などにより、自席での職務が行えないことも予測される。
このような被害を最小限にとどめるために、棚や機器等の転倒防止策を行う。
- ② 災害対策本部は、市役所本庁舎が不測の事態で使用不能になった場合は、総合情報センターに設置する。
市役所本庁舎が使用不能になった場合、すべての業務を総合情報センターに代替することは難しいと考えられるため、総合情報センターを代替施設として使用することについて検討を行う。
また、職場によっては総合情報センター施設以外の代替施設の検討を行う。
- ③ 自家発電で、非常用コンセント、消火ポンプ等が10時間程度稼働できる状況であるが、ほとんどのパソコン等が使用不能となる。停電時に備えた非常用電源の確保を検討する。
- ④ 平成28年4月に熊本県を中心に発生した地震等の特異な災害への対応について、国等の検証結果を参考にして、本計画の修正等を行う。

2 情報通信手段

(1) 現時点の状況

資源	現 状
災害時優先電話	本庁舎では、市民課・福祉課（1階）、危機管理課（2階）、農林水産課（3階）、上下水道課（東庁舎）で設置している。また、小中学校8か所、保育園6か所、八坂・美麻支所、八坂・美麻診療所、大町病院、中央保健センター、総合福祉センター、社会就労センター、美麻企業センター等に設置している。 なお、指定避難所の31か所で、避難所開設時には、災害用公衆電話が設置できる。
同報系防災行政無線	危機管理課に親局、八坂・美麻支所・消防署に遠隔制御機、鷹狩山に中継局があり、屋外拡声子局は108箇所に設置している。市内一斉放送が可能であり、停電時には非常用バッテリーで、約1日程度は運用することができる。また、市役所、八坂・美麻支所、各公民館でFAXによる通信も可能である。
移動系防災行政無線	危機管理課、建設課、八坂・美麻支所が基地局となり、車両積載無線局を29局、携帯型無線局を25局
衛星携帯電話	4台（危機管理課、八坂支所、美麻支所、市長車） 2台（災害先遣隊用）
長野県防災行政無線	1局（地域衛星通信ネットワーク。市、県等と通信可能）
消防団無線	危機管理課に可搬型移動局無線1台、消防団の各車両に車載型移動局無線36台、各分団等に携帯型移動局無線25台を配備しており、北アルプス広域消防本部及び大北の町村（松川村除く。）との通信が可能

(2) 課題と今後の検討

災害対応初動期においては、被害状況及び関係機関等の対応状況などの情報収集、広報活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が重要である。災害発生初期は、固定電話、携帯電話等が利用できない状況が予想されるため、災害用優先電話や衛星携帯電話、防災行政無線等の連絡体制を構築する。

3 職員の非常用食料、飲料水等の確保

非常時優先業務にあたる職員用の食料、飲料水等を確保する。備蓄する非常用食料・飲料水は3日分を目安とする。食料・飲料水のほか、仮眠用の毛布、非常用トイレ、その他生活必需品の備蓄を進める。

4 資機材等の確保

非常時優先業務を実施する上で必要となる資機材や用品等については、あらかじめ一定量を確保する。

また、災害発生後に迅速に調達できるように、平常時からその調達先を確認する。

5 協定等による調達

大規模災害においては、食糧・飲料水、資機材等を備蓄だけで対応することは難しいと考えられることから、関係機関、各種団体、民間企業等からの調達により補完する。

第6章 計画の見直し・更新

1 業務継続マネジメント（BCM）

業務継続計画に基づいて災害対策本部業務及び非常時優先業務を効果的に遂行するためには、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM）を推進していく必要性がある。

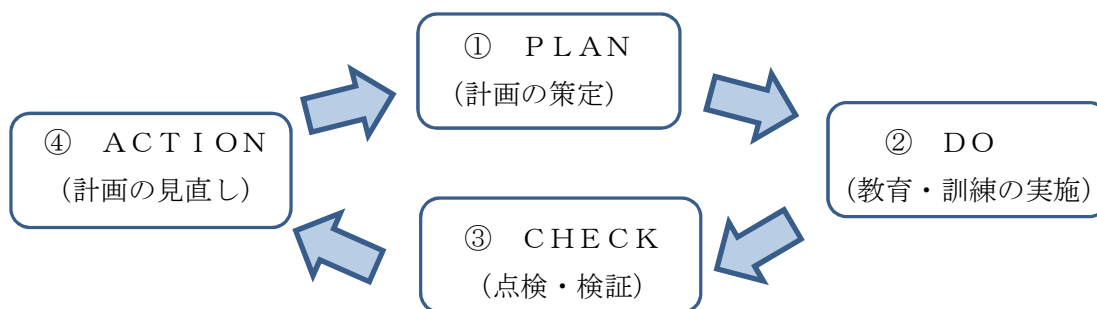
職員全員が業務継続計画の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、教育や訓練を通じて個々の役割（業務）を確認することが重要である。

また、その過程を通じて洗い出された課題と対策を検討することが必要である。

このように、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）というサイクルを通じて、計画を改善していくことが重要である。

※業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）

＜業務継続計画の改善、検討のイメージ＞



2 計画の実行性を高める

今後、各種訓練、研修を実施し、業務優先度の見直しや業務遂行の支障となる課題の精査、その解消に向けた取組み等が必要である。

執務環境や、職員の異動や組織の変化など、たえず変化しているため、今後、本計画の定期的かつ継続的な計画の見直し・更新を行い、計画の実効性を高め、変化に対応できる体制づくりに向け取り組むものとする。

表 訓練・研修計画等

訓練名	内容	対象	頻度
災害対策本部参集・運営訓練	災害対策本部員の参集及び運営の実践訓練	災害対策本部員	年1回以上
参集（伝達）訓練	本部からの参集連絡を受け、職場に参集。参集後、各課から本部への参集状況報告	全職員	年1回以上
防災関係機関との情報伝達訓練	防災関係機関との各担当者窓口・担当者の確認及び情報伝達訓練	防災関係機関	年1回以上
防災基礎研修	各課の防災体制等の周知	各課	年1回
業務継続計画研修	各課の非常時優先業務と各業務	各課	年1回以上

	のマニュアルの職員への周知		
非常用発電機の立ち上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	企画財政課	2年に1回
業務継続計画推進担当者会議の開催	計画推進及び見直しの検討等	各課等の担当者	随時

改正履歴

平成28年 5月 策定

平成28年10月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

平成29年 5月 4月人事異動に伴う課長不在の場合の職務代理者の順序及び職員参集予測の変更等

平成29年12月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

平成30年 5月 4月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

平成30年10月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

平成31年 4月 4月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

令和 元年12月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

令和 2年 4月 4月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

令和 2年10月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

令和 5年 4月 4月人事異動に伴う職員参集予測の変更等

令和 5年10月 10月人事異動に伴う職員参集予測の変更等